

ifm カタログ掲載商品 製品保証サービス規約

- ifm のカタログに掲載されているハードウェアの保証条件に関して、以下が適用されます。
- 保証対象は、カタログ類の紙面に掲載された商品の製品仕様に関して適用されます。
- 製品を仕様に従って正しくお使いいただいた場合に限り、弊社は納入日から5年間、製品の機能を保証します。
- ご購入いただいたお客様は、製品到着後速やかに仕様・動作・不足・破損の有無等をご確認ください。
初期不良がある場合は、製品納入後 30 日以内に書面にて弊社へその旨をお知らせください。
- 製品不良等についてのご連絡は、技術サービス依頼書に不具合内容の説明と弊社のコード No.をご記入の上、当該製品を 30 日以内に下記の当社住所宛にご返送ください。

ifm efector 株式会社

SCL2 宛

〒105-7104

東京都港区東新橋1-5-2

汐留シティセンター4F

- お送りいただいた不具合製品を初期設定に戻して調査する場合があります、お客様による設定が完全に削除される可能性がございます。
- 不具合製品は国内で予め調査した後、国外にある弊社製造拠点の品証部門にて詳細分析を行います。
お送りいただいた不具合製品は返送いたしません。
- 原則調査報告書は発行いたしません。
- 調査の結果、不具合が認められた場合は無償で代品と交換させていただきます。不具合品に起因するその他のご負担に関しては、法的な損害賠償責任の義務が発生する場合を除いて、弊社は一切の責任を負いません。

製品保証サービス条件

製品保証および損害賠償についてのご注意

- a) 購入されたお客様に対して、弊社は製品の材質及び機能を納入後 5 年間保証します。
保証方法については、不具合製品の交換対応となります。
本保証サービスは、保証対象製品を購入されたお客様に、消費者関連法等の法令上認められる権利・救済措置に加えて実施されます。
- b) 以下の製品は保証の対象外となります。:
- i. 電子管・電子部品、照明・光源、ガラス製品、シリカ・セラミック材、熱電対、バッテリー
 - ii. 電気素子類、基板交換等の再調整を行った交換部品
 - iii. 製造元や当社による取扱の指示に従わない使用や、指示された用途以外の使用により生じた故障
 - iv. 誤った設置・誤用・乱用・不正改造・通常の使用で生じる摩耗や劣化による損傷・メンテナンスが不適切または不十分であることから生じた故障
 - v. 製品使用者の故意・過失・不注意や不作為による故障
 - vi. 不適切な管理や保管状態、天災による損傷
 - vii. 当該契約ソフトウェアを有償で使用する場合、弊社は契約対象ソフトウェアについて以下の条項で合意した品質を保証し、契約対象ソフトウェアは第三者の権利を侵害せずに使用することができます。本契約の条件および製品仕様で規定された要求事項に適合しないハードウェアおよびソフトウェア環境で当該契約ソフトウェアを使用して生じた欠陥、または法令や本契約の条件で認められていない、もしくは書面による事前の承諾を得ないで行ったソフトウェアの改変や修正によって生じた欠陥には保証は適用されません。
- c) 保証依頼は必ず当該製品を弊社へご返送ください。製品の不具合は、調査と分析を行った上で弊社が最終的に決定します。
ご依頼後 30 日以内に当該不具合品を返送いただけない場合は保証の対象外とし、弊社が交換対応に要した費用を全額お客様のご負担として請求させていただきます。
- d) 調査の結果、不具合が認められない場合は、お送りしました代品の製品代金をご請求させていただきます。

本保証規定は、2022 年 1 月より適用。